

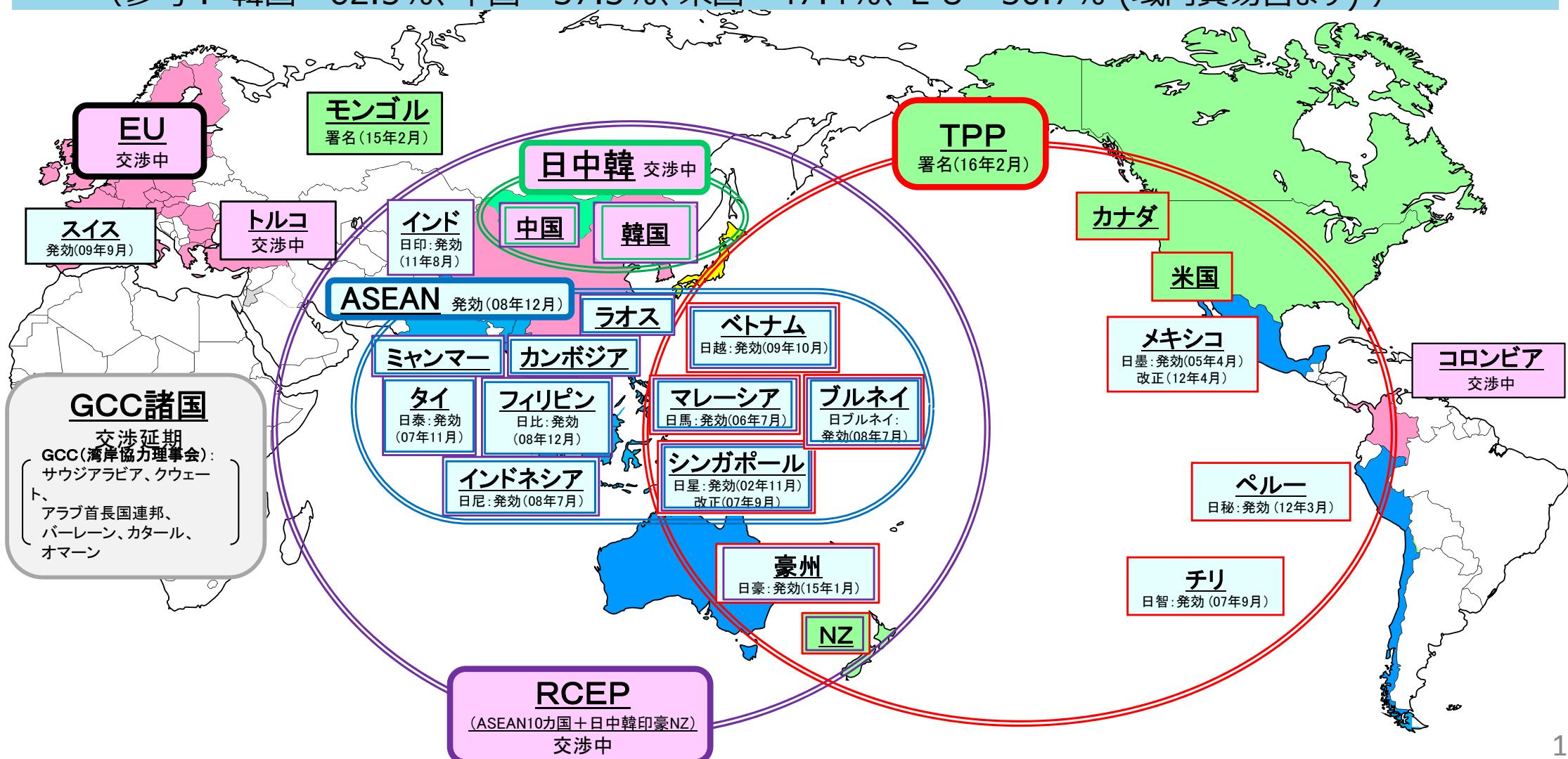
対外経済政策の現状

平成28年5月

経済産業省
通商政策局
貿易経済協力局

1. 経済連携協定 (EPA) 交渉の推進

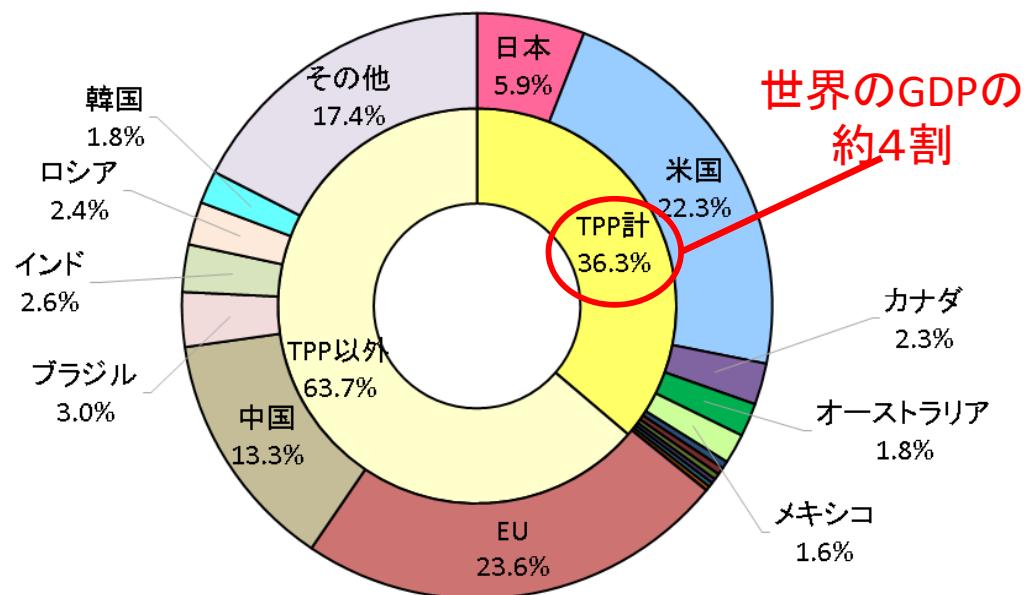
- 2018年までに貿易のEPAカバー率※70%を目指す
(『日本再興戦略』改訂2015 – 未来への投資・生産性革命 – (平成27年6月30日閣議決定))
※全貿易額に占めるEPA/FTA署名・発効済国との貿易額の割合。
- 現在、我が国は20か国との間で16の経済連携協定を発効済。EPAカバー率は37.2%。
(参考：韓国…62.5%、中国…37.3%、米国…47.4%、EU…30.7% (域内貿易含まず))



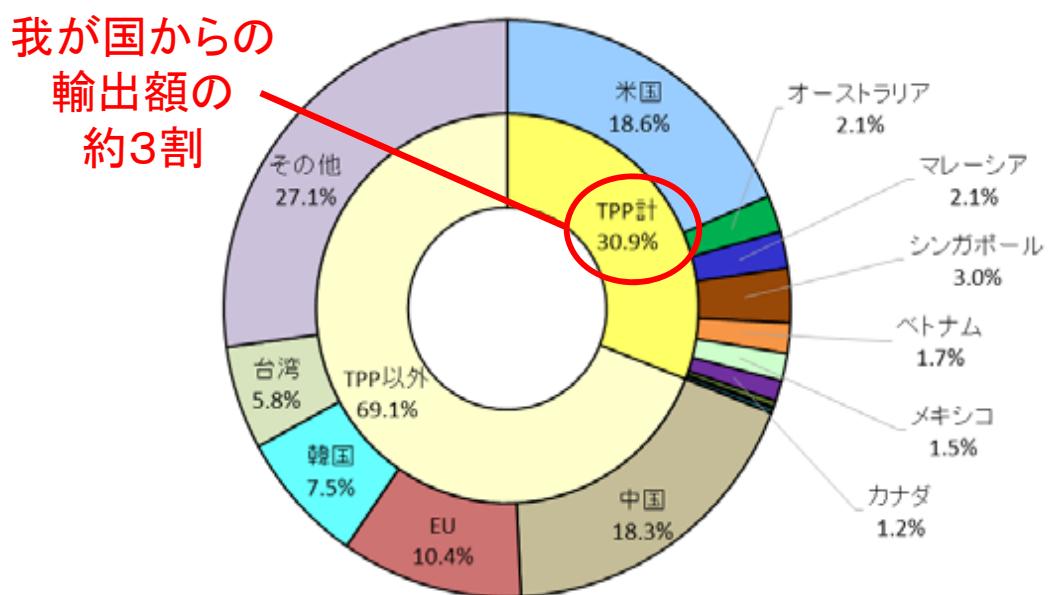
1. 経済連携協定 (EPA) 交渉の推進 ①環太平洋パートナーシップ協定 (TPP)

- 2015年10月、TPPに大筋合意、2016年2月に署名。
- 世界のGDPの約4割、我が国からの輸出額の約3割を占める巨大な自由貿易圏を構築。
- 関税撤廃のみならず、原産地規則における「累積ルール」の導入、投資・サービスの自由化、模倣品対策の強化、電子商取引など新しい分野でのルール整備など、幅広い分野で我が国企業にとってメリットがある内容を盛り込み。

TPP協定交渉参加国が世界のGDPに占める割合(2014年)



日本の輸出に占めるTPP協定交渉参加国割合(2014年)

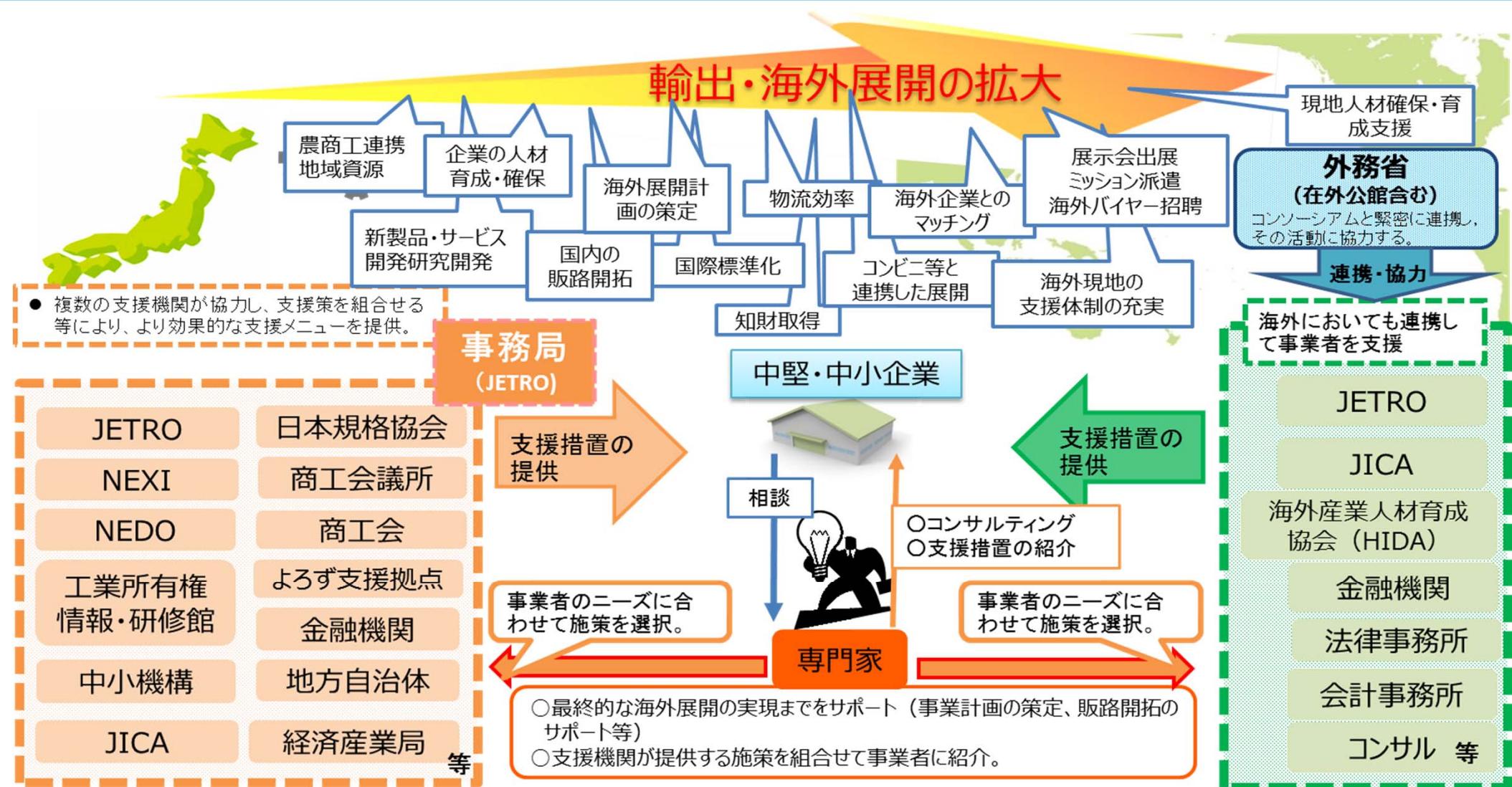


出典: World Economic Outlook Database April 2014より作成

出典: JETRO地域別貿易概況より作成

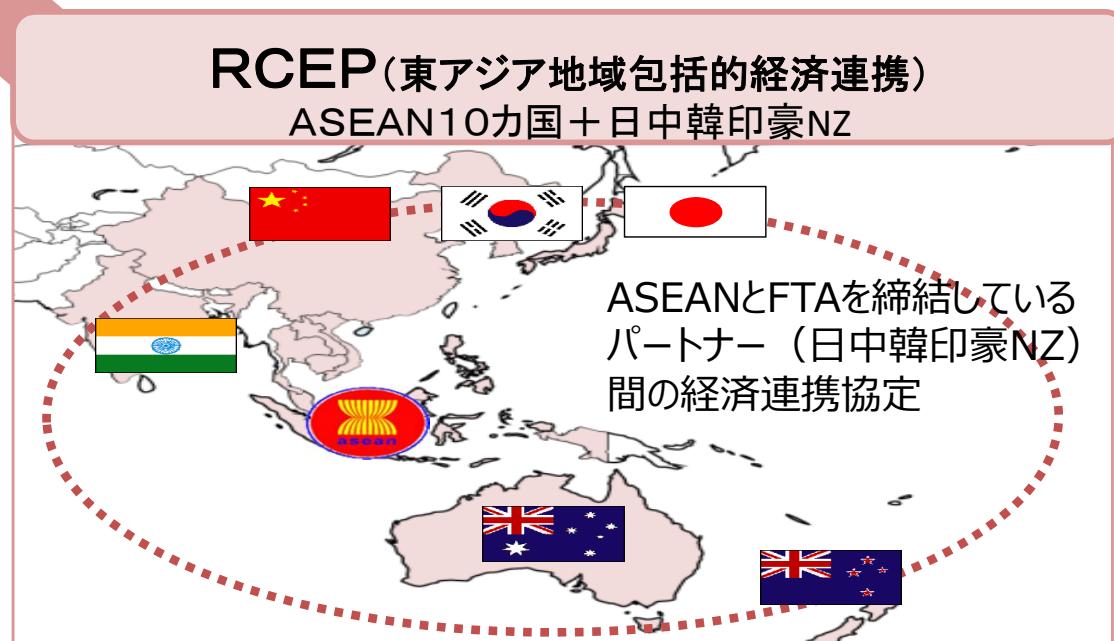
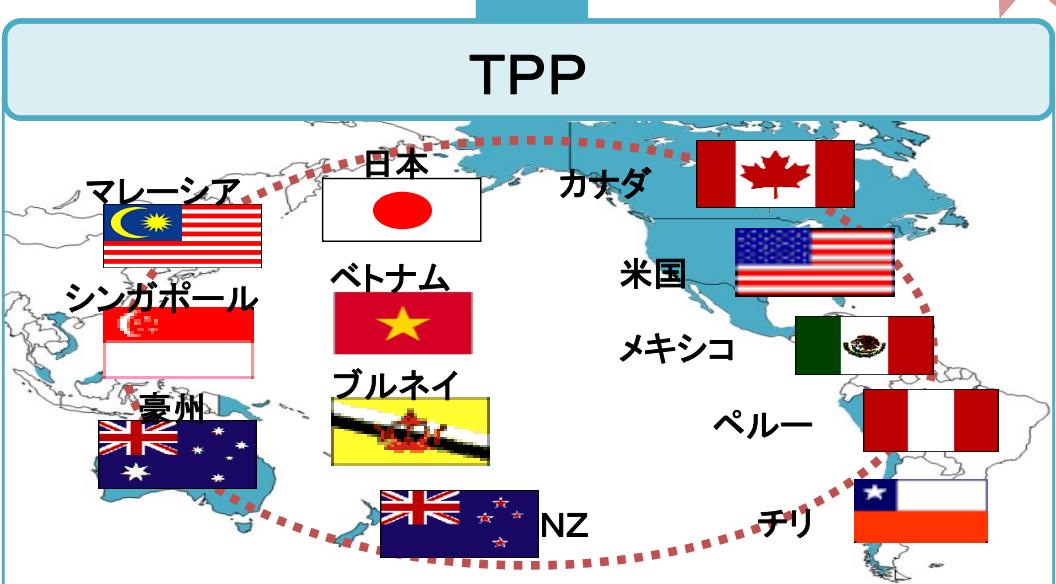
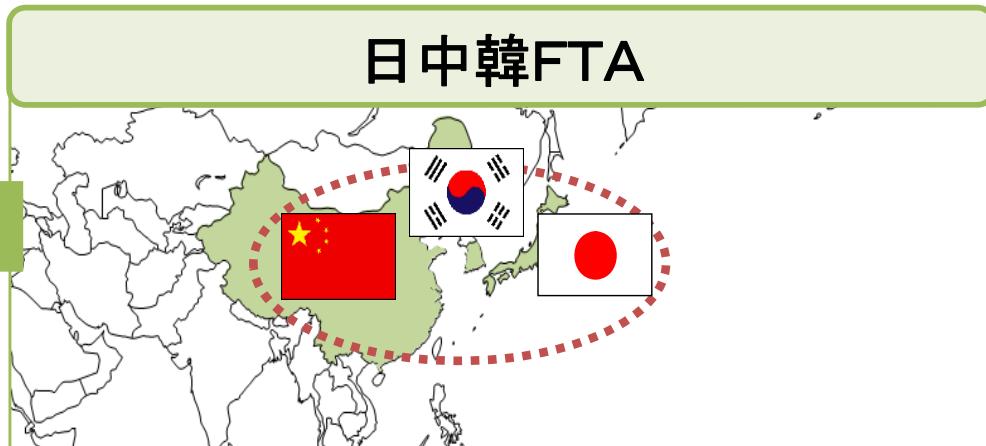
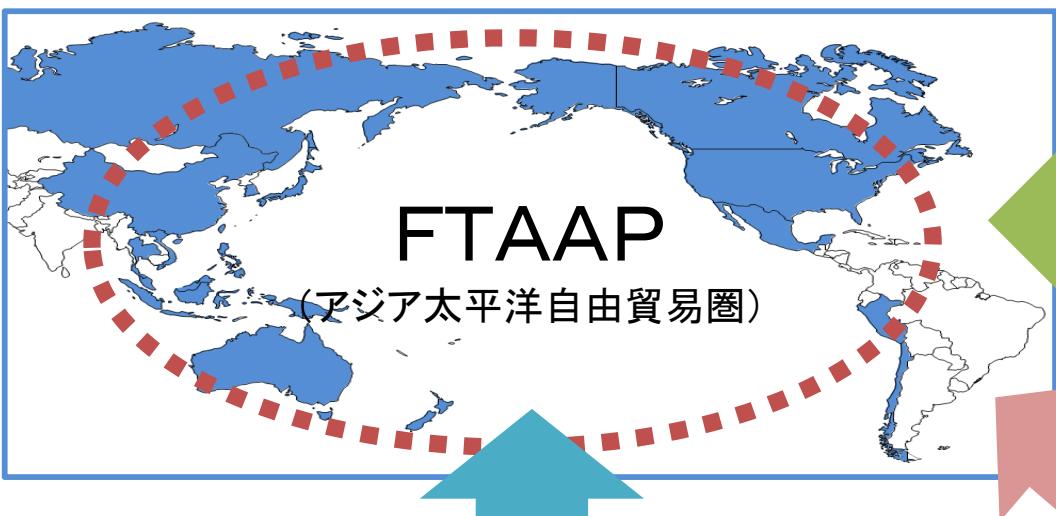
1. 経済連携協定 (EPA) 交渉の推進 ①環太平洋パートナーシップ協定 (TPP)

- TPPを契機とした中堅・中小企業等の新市場開拓を支援するため、JETRO、中小機構、金融機関などの支援機関を結集したコンソーシアム（「新輸出大国コンソーシアム」）を設立。
- 海外展開を図る中堅・中小企業に対し、専門家が寄り添い、技術開発から市場開拓に至る各段階に応じて、複数の機関が連携して支援策を提供するなど、総合的な支援を提供。



1. 経済連携協定 (EPA) 交渉の推進 ②RCEP、日中韓FTA交渉

- RCEPは、交渉参加16か国で世界の人口5割、貿易額3割、国内総生産 (GDP) 3割を占める広域経済圏。日中韓三カ国GDP・貿易額は、世界全体の約2割を占める。
- いずれも、最終的にはFTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）の実現に寄与する重要な地域的取組。包括的かつ高いレベルの協定の早期妥結を目指す。



1. 経済連携協定（EPA）交渉の推進 ③日EU・EPA交渉

- 世界の経済成長を取り込むため、日EU・EPA、RCEP、日中韓FTAなど、包括的かつ高いレベルの経済連携協定の締結に向けてスピード感を持って取り組むことが重要。
- 日EU・EPAについては、2015年11月の日EU首脳会談（トルコ・アンタルヤ）で、2016年のできる限り早い時期に実現を目指すことで一致。

日EU双方の関心事項

我が国の主な関心事項

○2011年7月に、EU韓国FTAが暫定発効しており、日本にとって、EU市場の鉱工業品関税撤廃を通じた日本企業の競争条件の改善が主要課題。

✓ EU側の鉱工業品等の高関税の撤廃（例：乗用車10%、カラーテレビ14%）

○また、日本企業が欧州で直面する、欧州側の規制の透明性確保・運用改善に取り組む。

EU側の主な関心事項

- ✓ 非関税措置（自動車、食品安全、加工食品、医療機器、医薬品等）への対応
- ✓ 公共調達市場（鉄道、電力、ガス等公益事業、地方自治体）
- ✓ EU側主要輸出品目の市場アクセス改善（農産加工品やワインの関税撤廃）
- ✓ 地理的表示の保護

2. WTO交渉

- 2013年12月、閣僚会議においてインターネットでの貿易手続の公表等の貿易手続きの透明性の向上・迅速化措置を含む貿易の円滑化に関する協定を採択（バリ合意の一部）。
- 2015年7月、ITA拡大交渉として、IT関連製品の関税撤廃の追加対象201品目に合意。日本からの対象品目の対世界輸出額は約9兆円、関税削減額は約1700億円（試算）。
- ドーハ・ラウンド交渉については、2015年12月の閣僚宣言で、交渉継続の立場と継続しない立場を両論併記。
- 今後、世界経済の構造変化や技術革新の進展に対応するために、電子商取引など、新たな課題に対するルール作り等に取り組む必要あり。

ナイロビ閣僚宣言

【農業・開発分野の合意】

- ・農業分野の輸出競争
- ・途上国に対する特別セーフガード
- ・食糧安全保障のための公的備蓄
- ・綿花、LDC特恵原産地、LDCサービスウェーバー等

【ポスト・ナイロビ】

- MC10後のWTO交渉のプロセスについて、「新たなアプローチ」を主張する米、EU、日本等の先進国と、ドーハ・ラウンド交渉のマンデートの再確認を求めるインド、中国等の途上国が対立し、最終的には、閣僚宣言に双方の主張を両論併記。
- 新たな課題への取組を求める国があることも明記。

各プルリ交渉の概要

【ITA（情報技術協定）拡大交渉】

- ITA（IT関連製品の関税撤廃合意）の対象品目拡大に、日本、米国、EU、中国など53か国・地域が参加し、2015年12月に妥結。

【環境物品】

- 環境保護及気候変動対策に貢献する物品の関税撤廃を目指し、日本、米国、EU、中国など17か国・地域が交渉中。

【新たなサービス貿易協定（TiSA）】

- サービス貿易の一層の自由化とルール強化を目指し、日本、米国、EU、豪州など23か国・地域が交渉中。

WTO紛争解決手続の活用

＜日本がWTOに付託した直近の案件＞

【韓国】

- 日本産空気圧伝送用バルブに対するアンチダンピング措置

【ブラジル】

- 自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

【中国】

- レアアース輸出制限措置、日本産高性能鉄鋼製品に対するアンチダンピング措置

【アルゼンチン】

- 幅広い物品を対象とした輸入制限措置

【ウクライナ】

- 自動車に対するセーフガード措置

2. WTO交渉（ITA（情報技術協定）拡大交渉）

ITA Information Technology Agreement

- ITAは、1996年、29メンバーにより、157品目のIT関連製品の関税撤廃等に合意したもの。
- 現在、日本、米国、EU、中国、韓国、マレーシア、台湾等82メンバーが参加（対象品目の世界貿易額の97%をカバー）。

近年の技術進歩を踏まえ、世界の産業界が品目拡大を強く要望

ITA拡大

- 関税撤廃の対象品目を拡大するための ITA拡大交渉を日米主導で2012年5月より開始。
- 本年7月、関税撤廃の追加対象の201品目に合意。我が国は議長国として、個別の対象品目の関税撤廃期間に関する議論を精力的に主導し、本年12月の第10回WTO閣僚会議（MC10）（於：ケニア・ナイロビ）で最終妥結（53メンバーが参加）。

- ✓ 対象品目の全世界貿易額は年間1.3兆ドルを上回り、世界の貿易額の約10%。自動車関連製品が世界貿易に占める割合4.8%を大幅に上回る規模。
- ✓ 日本からの対象品目の対世界輸出額は約9兆円（総輸出額約73兆円の約12%）、関税削減額は 約1700億円と試算。
- ✓ 3年以内に90%以上の品目の関税を撤廃し、7年以内に全廃。
- ✓ 21世紀初の、先進国・途上国双方の主要貿易国が参加する大型関税交渉の合意。ドーハ・ラウンドが足踏みする中、WTOの信認維持に貢献。

○現行ITA対象品目の例

- ・半導体、PC、携帯電話
- ・デジタルカメラ（静止画用）
- ・プリンター、FAX 等



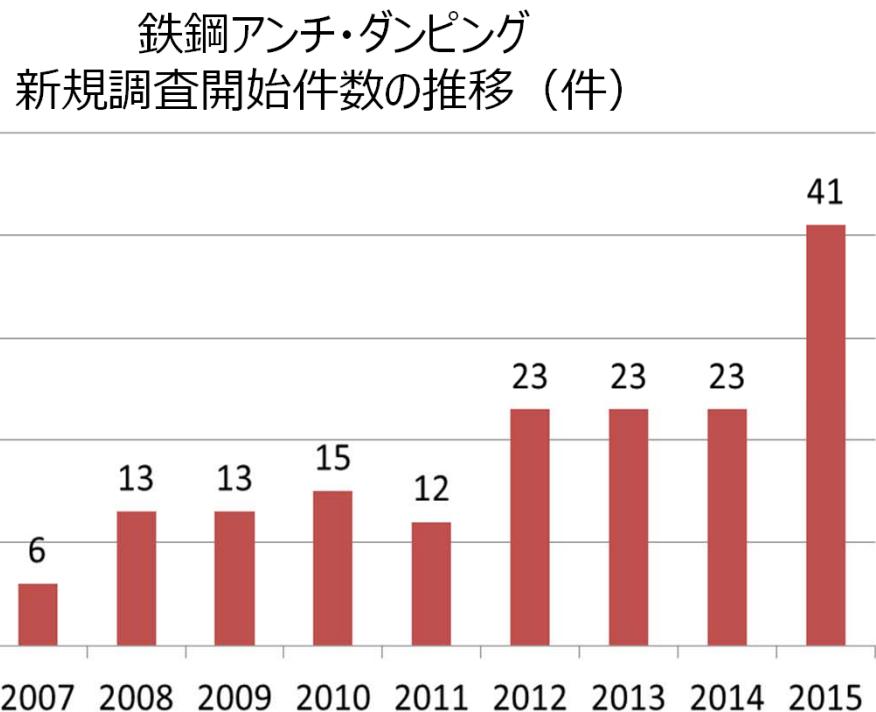
○ITA拡大対象品目の例

- ・デジタルAV機器（ビデオカメラ、DVD・HDD・BDプレーヤー等）
- ・デジタル複合機・印刷機
- ・医療機器（電子内視鏡 等）
- ・新型半導体（MCO） 等



3. 保護主義措置の防止への取組

- 金融危機や世界経済の減速等を受けて、保護主義的な動きが活発化。WTOやOECD、G7、G20を通じた過剰設備問題の早期解決に向けた国際的な取組が重要。
- 昨年10月の日中韓経済貿易大臣会合、11月のAPEC閣僚会合、G20サミット、12月のWTO閣僚会議で、安倍総理や林経産大臣から過剰生産設備による市況の悪化が保護主義的措置を招いている旨発言。保護主義抑止の必要性を再確認するメッセージを発信。
- WTOの紛争解決手続を積極的に活用し、個別案件の解決や、判例形成も重要。



(出典) OECD資料から作成

<G20アンタルヤ・サミット総理発言>

- 最近の保護主義措置の増加を懸念。特に過剰生産能力による市況の悪化が保護主義措置を招いているとの懸念もある。
- 保護主義抑止のコミットメントを再確認し、実践によりWTOの下での法の支配を徹底すべし。

<G20アンタルヤ・サミット首脳宣言>

- 我々はさらに、保護主義的措置を停止し、かつ、後退させるという長期にわたる我々のコミットメントを再確認するとともに、我々の進捗を監視することによって警戒を続ける。

4. 過剰設備問題への対応

- 過剰設備問題に対処するためには、市場メカニズムを通じた需給調整がなされることが重要。
- 具体的には、経済的に採算の取れない設備等への政府や政府機関等による市場歪曲的な補助金等の抑制や、各国の取組に係るレビュー・メカニズムの構築、長期的な需給見通しについての共通認識の構築などが図られるべき。
- 本年4月のOECD鉄鋼ハイレベル会合では、中国を含めた参加国間の合意が得られなかつた。今後、有志国声明の内容を全ての主要生産国に広げるとともに、鉄鋼分野以外にも取組を広げていくことが必要。

<OECD鉄鋼ハイレベル会合 議長総括>

参加国により主に以下の点について議論がなされた旨の議長総括がなされた。

- 市場歪曲的な政府の介入ではなく、市場メカニズムに基づく構造転換が重要
- 情報交換を促進するメカニズムの構築が重要
- 市場歪曲的な補助金等の措置を控える必要性
- 不公正な貿易に対する是正措置をとる可能性
- 生産能力や政策措置に関する政府間の情報交換を進めるためのグローバルな対話プラットフォーム設置の可能性

<有志国声明>

議長総括の内容に加えて、主に以下の点について有志国で合意。

- 政府の支援措置が過剰設備、不公正貿易、貿易歪曲につながっていることの認識
- 政府は政策を通じて鉄鋼生産能力を増加させないこと
- 採算のとれない設備等への政府支援を抑制すべきこと
- 生産能力や政府の支援措置を監視するための情報交換メカニズムの構築
- 新たな鉄鋼生産プロジェクトに対する輸出信用機関による支援内容についてのモニタリング

※有志国: 日本、米国、EU、カナダ、メキシコ、韓国、トルコ、スイス

5. サイバー空間の発展とIoTビジネスの促進

- ビッグデータや人工知能、IoTの分野における技術革新の影響は大きく、イノベーションを通じた生産性向上に加えて、社会構造をも変える潜在力を持つ。
- このような技術革新による潜在力を最大限に發揮するためには、次の2点が重要。
 - (1) 情報の自由な流通の促進
 - (2) 新たなIoTビジネスを促進する適切な規制の整備

■ サイバー空間の発展

- ・ 情報の自由な流通の促進
- ・ サーバー等のコンピューター関連設備の設置要求やソースコード開示要求の禁止
- ・ 企業が各国において別々に取得することが必要となっている個人情報保護の認証について、互換性や相互運用性を追求すること
- ・ 企業秘密の窃取の禁止や重要インフラに対する攻撃の禁止
- ・ 各国のコンピュータ緊急対応チーム(CERT)間のサイバー攻撃対策に関する恒常的な協力

■ IoTビジネス促進のための規制協力

- ・ 自動運転やドローン、シェアリングエコノミーといった新たなIoTビジネスを阻害するような国際ルールや規制の見直し

6. 新興国戦略の取組

- 我が国の市場が世界市場の中で相対的に小さくなる中、新興国展開の重要性はますます高まっている。新興国の成長を最大限に取り込んでいくために、それぞれの新興国の状況を理解した上で、戦略的取組を進めていく必要がある。

インド

インフラ案件を含めインド市場での日本勢のシェア獲得を目指すとともに、将来的には、中東・アフリカ地域等近隣諸国への製造・輸出のための拠点としての活用も検討する。

<2015年度の取組>

日本工業団地

・インドへの直接投資及び進出企業数を倍増するとの目標の下、2015年4月、宮沢前経産大臣とシタラマン商工大臣との会談において、「日本工業団地」候補地点を決定。同年12月の日印首脳会談において、日本工業団地への特別のパッケージ（水、電力、道路等のインフラ整備等のインセンティブ）の供与に合意。

高速鉄道

・同首脳会談時に新幹線方式（ムンバイ～アーメダバード間）の導入決定。

アンドラ・プラデシュ（A P）州の新州都開発・産業協力

・A P州の新州都開発や産業協力等に構想段階から関与。2016年3月には、日本企業・政府機関との情報共有・連携強化に向けA P州官民協議会を設立。

ASEAN

ASEANの消費市場は、中間層・富裕層の拡大に伴い、魅力が増大。ビジネス環境整備、インフラ整備、経済統合等の支援を通じ、生産ネットワークの強化・市場の獲得を目指す。

<2015年度の取組>

日ベトナム間の貿易・投資拡大に向けた取り組み

・2016年3月林経済産業大臣が日ベトナム産業・貿易・エネルギー協力委員会に出席し、ベトナム商工省との間で、「繊維産業政策対話」の立ち上げに合意。

・日本企業の現地展開を進めるため、日本企業とJETRO等支援機関の連携を強化する「ホーチミン海外展開協議会」を設立。

質の高いインフラ整備への協力

・2015年8月、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）により「質の高いインフラ」の理念が盛り込まれた「アジア総合開発計画（CADP2.0）」がASEANから歓迎された。

・2015年9月に高木経済産業副大臣がティラワ経済特区の開業式に出席。官民一体の周辺インフラ整備、ワンストップサービスの構築を支援。

・2015年11月、ASEANビジネス投資サミットにおいて、安倍総理が質の高いインフラパートナーシップの更なる拡充策を公表（詳細はp.14参照）。

6. 新興国戦略の取組

中国

世界第2位の経済大国であり、最大の貿易相手国である中国との経済関係を深化させ、省エネルギー・環境分野等の日本の強みを生かした市場獲得を支援。

<2015年度の取組>

省エネルギー・環境分野における協力

- ・2015年11月、第9回日中省エネルギー・環境総合フォーラムにおいて、26件の具体的な日中協力案件に合意。同分野における我が国技術の普及を目指す。（これまでの累計：285件）

日中韓経済貿易大臣会合の開催

- ・2015年10月末約3年半ぶりに開催された日中韓経済貿易大臣会合において、物流・通関の円滑化等による「サプライチェーンの連結性向上」など、多面的な協力強化に向けた取組を進めることに合意。

中南米

重要な天然資源の調達を引き続き確実なものにするとともに、拡大する中間層マーケットやインフラ事業の獲得を目指す。

<2015年度の取組>

第3回日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会

- ・2015年9月開催。2016年2月には、中間会合を開催し、スマートコミュニティや医療分野での我が国の協力につき意見交換を実施。

第1回日キューバ官民合同会議

- ・2015年11月開催。米国との国交正常化を機に日本企業の関心も高まっており、民間企業18社が参加。

中東

我が国のエネルギー調達を引き続き確実なものにするとともに、中東地域における産業多角化やインフラ事業等への参画を通じて、経済関係の強化を目指す。

<2015年度の取組>

イラン投資協定、ファイナンス面の協力覚書の締結

- ・イランの核問題に関する最終合意を受けて、署名。

イスラエル投資協定の実質合意

- ・2015年5月から交渉を開始し、12月に実質合意。

アフリカ

豊富な天然資源を有するほか、人口増、GDP成長が著しく、新興市場としてポテンシャルが高い地域。旺盛なインフラ案件の獲得や消費財等の新たな市場開拓を目指す。

<2015年度の取組>

JETRO事務所倍増計画

- ・これまでに、モロッコ、エチオピアの新規事務所が開設。

資源国との関係強化

- ・資源の安定供給等を図るため、2015年5月に第2回日アフリカ資源大臣会合を開催。

7. 中東での取組

- イラン制裁の緩和を受け、欧洲等からの企業進出が加速。市場としてもエネルギー供給源としても大きなポテンシャルのあるイランとの関係を拡大させていくことは重要。
- 既に我が国とエネルギー面で密接な関係を有するサウジをはじめとするアラブ諸国との関係についても、引き続き強化していく。

■ イランでの取組

- 対イラン制裁の緩和を機に、イランでのビジネス拡大を図る日本企業の取組を支援
- イラン国内で日本企業が関与するプロジェクト向けにJBIC及びNEXIが最大100億米ドル相当（約1.2兆円）のファイナンス・ファシリティを設定
- 投資協定の署名により、投資を行う際の法的安定性の向上、両国間の投資や人的交流を促進

■ 第4回日アラブ経済フォーラム（5月4日、5日）

- 低迷するエネルギー価格の中でもアラブ諸国との協力を進めていくことを確認。具体的には、以下をはじめとする取組を進めていく。
 - アラブ諸国の産業多角化を図るため、日本は2020年頃を目処に、現在5か国にとどまっている投資協定の締結国の数を10以上とすること、今年もエネルギー、経営から農業、保険・医療分野に至る幅広い分野において研修を実施する旨表明
 - 安定的な資源開発投資を確保することにより原油価格の中期的な安定をもたらし、アラブ地域や世界経済の安定的な成長を目指す重要性を共有
 - 日本企業が関心を有する現在計画中の質の高いインフラプロジェクトの実現に取り組んでいく

8. 「質の高いインフラパートナーシップ」の施策拡充

- 世界のインフラ獲得競争が激化する中、日本企業のインフラ・システム輸出を一層推進するため、昨年11月に安倍総理が「質の高いインフラパートナーシップ」の拡充策を発表。

インフラ輸出の迅速化



スピードを重視する新興国での受注獲得に向け、いち早い案件形成が可能に。

- 円借款の手続きの迅速化**：手続の抜本的な見直しを行い、通常約3年かかる手続期間に關し、重要案件については手續期間を半減し、最大1年半まで、それ以外についても最大約2年まで短縮。

現地ニーズへの対応



インフラ導入国の多様なニーズに対応し、日本のインフラ輸出を加速化。

- サブ・ソブリン向けファイナンスの創設**：これまで国に対してしか投融資できなかったが、途上国の財政規律の高まりにより増加する政府保証がつかないサブ・ソブリン向け案件に対しても、一定の条件のもと、円借款（JICA）、投融資（JBIC）、保険引受（NEXI）が可能となる。
- 大型・高リスク案件への対応強化**
 - JBICのリスクマネー供給拡大：リスクを伴う海外インフラ案件向けの「特別勘定」を創設し、JBICのより積極的なリスク・テイクを可能とする。
 - NEXIの機能強化：NEXI貿易保険について、保険期間を大幅に長期化（15年→30年）。また、非常危険（カントリーリスク）については、100%保険でカバー。
- ドル建てファイナンスの拡充**：1958年の円借款創設以降、初めて「ドル建て借款」を創設し、インフラ導入国の為替リスクを低減。

「質の高いインフラ」の提供

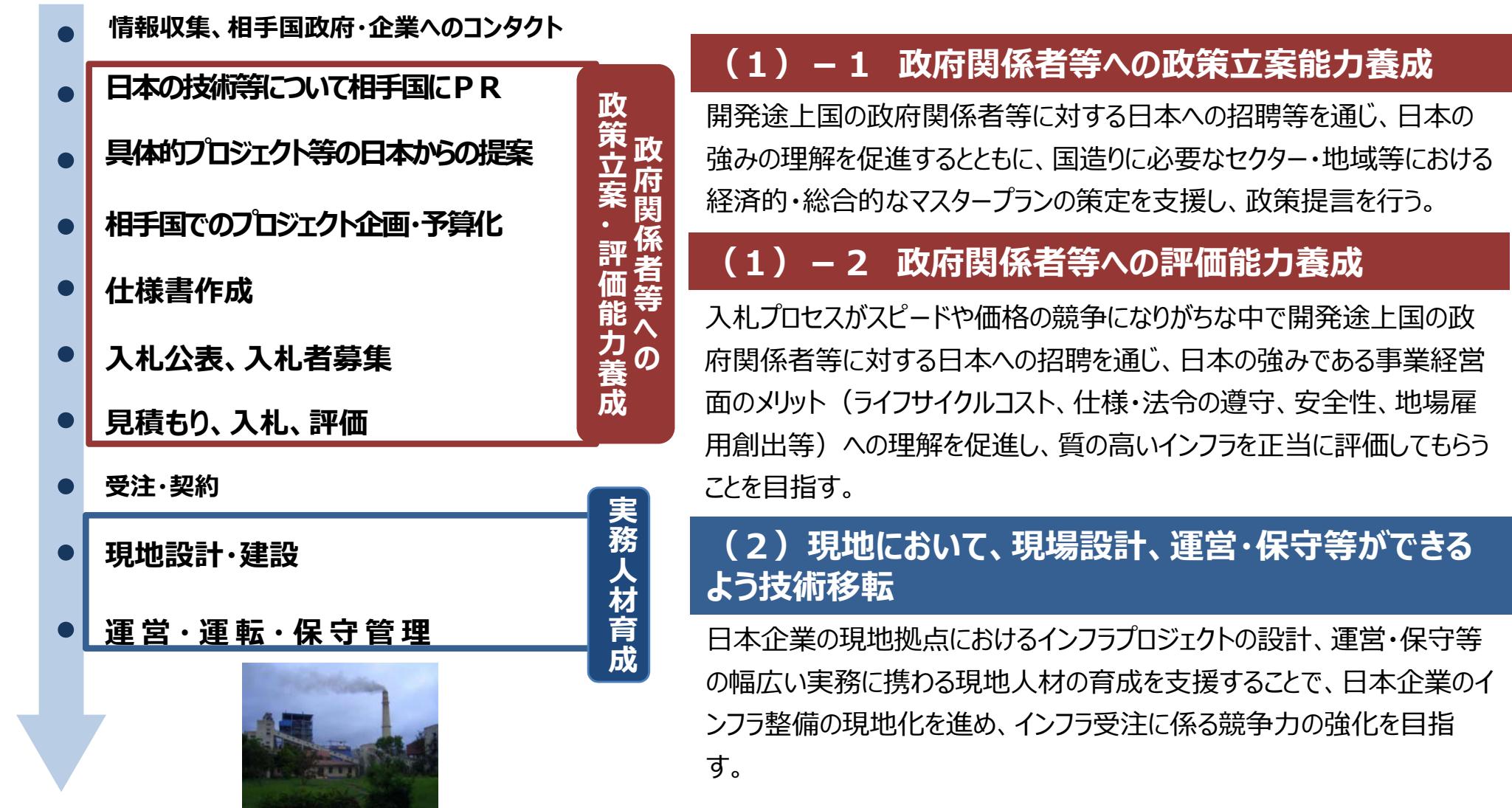


現地雇用創出や裾野産業育成などにも配慮した日本のインフラの普及を促進。

- 「ハイスペック借款」の創設**：「質の高いインフラ」と認められる案件について、譲許性の高い借款を供与し、技術力のある日本企業のインフラ輸出を後押し。
- 実証・テストマーケティング事業の実施**：日本が優位をもつ技術等を活用した「質の高いインフラ」の一号案件をお試しで無償提供。
- JICAとADBの連携強化**：JICAがADBと協調し、質の高いPPPインフラ案件に投融資を行う信託基金を創設。

9. 人材育成を通じた質の高いインフラの各国への普及・定着促進

- インフラビジネスの獲得のためには、海外のキーパーソン等に対し、日本が強みを持つライフサイクルコスト、仕様・法令の遵守、現地での雇用創出等についての理解を促進することが重要。
- また、インフラ整備に係る現地人材育成は、相手国の産業発展にも貢献。



10. OECDにおける石炭火力発電案件への輸出信用にかかる合意について

- 石炭火力発電案件への輸出信用支援は、昨年11月のOECD参加国会合で、高効率技術の導入を促進する内容で合意された。本合意内容は2017年の1月1日に発効予定。

	大	中	小
蒸気条件	500MW超	300MW以上	300MW未満
USC (超々臨界) ≥593°C >240Bar	12年	12年	12年
SC (超臨界) >550°C >221Bar	供与不可	10年（低所得国・ 低電化率国・島嶼 国向け等）	10年（低所得国・ 低電化率国・島嶼 国向け等）
SUB-C (亜臨界) 221Bar>	供与不可	供与不可	10年（低所得国・ 島嶼国向け等）

(経過措置) 2016年末までに、Request for Proposal等が提示される案件は規制対象外。
(主な低電化率国) インド、インドネシア、フィリピン、南アフリカ

1 1. 対内直接投資の拡大に向けた取組

- 我が国の対内直接投資は、国際的に極めて低いレベルにとどまる。
- 2014年末の残高は過去最高の23.3兆円だが、2020年の倍増目標（2012年末比）に向けて施策の強化が必要。

A ビジネス環境整備

- 昨年3月、「**外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束**」を決定。着実に実施。)

1. 日常生活における**言語**の壁の克服 → 医療通訳等を配置した拠点病院の整備(計19箇所)、「小売業の店内の多言語表示ガイドライン」を公表
2. **インターネット**の接続環境の向上 → 協議会にて整備の方向性を決定。例えばソフトバンクは全国40万スポットで提供中
3. 地方空港の**ビジネスジェット**受入 → CIQの事前連絡期限半減(2週間→1週間)を2016年3月関係者に通知
4. 海外から来た子弟の**教育環境**の充実 → インターナショナルスクール設置認可基準弾力化を自治体に要請。東京都は2016年1月に土地・建物の賃貸借要件を短縮
5. **外国企業からの相談**への対応強化 → 副大臣が外国企業の相談相手に。本年4月に9社を対象企業として選定、運用開始

- 本年4月、対日投資推進会議において課題と今後の取組について議論。5月に政策パッケージを打ち出す予定。

外国企業進出の障害となっている課題の解決方策の例

- 規制・行政手続・書類等の合理化
- グローバル人材の呼び込み
- 日常生活の場面での外国語対応の促進 等

B 企業誘致活動

- ジェトロの機能強化
 分野別の専門知識と人脈を有する専門家を活用し、有望案件を発掘。
- 自治体との連携強化、自治体向け研修（27年度補正）
- 中小機構等の関係機関との連携強化
- 外国企業のイノベーション拠点の設立、我が国企業との共同実証に対する支援（27年度補正）

C 情報発信

- 海外での対日投資セミナーの開催
- 総理・大臣・自治体首長によるトップセールスの実施
 - ✓ 2014年5月 1日「ロンドン対日投資セミナー」
 - ✓ 2015年9月28日「NY対日投資セミナー」
 - ✓ 2016年5月4日「ブリュッセル対日投資セミナー」
- オリンピック東京大会の活用
- 海外メディア等を活用した大規模広報（27年度補正）



12. 人材の国際化に向けた課題と取組の方向性

- 日本の産業競争力を維持するためには、外国人材の活用が求められるが、世界的な人材獲得競争において日本は出遅れ。
- 外国人材は、永住許可取得要件の厳しさや、在留資格の手続きに対して不満が多い。また公立学校で外国人の子供を受け入れる体制や生活環境の多言語化等さらなる改善も必要。
- 外国人材は日本企業に対し、キャリアパスの明示、昇格・昇給の期間短縮、業務内容の明確化などを期待。

課題1

日本の入国管理制度や言語対応は、高度外国人材にとって魅力的とは言えない

【日本の在留資格制度に対する不満】

N:112 (複数回答可) 0% 10% 20% 30% 40% 50%



※上位の回答を抜粋
(資料) 経済産業省「内なる国際化研究会」報告書より



病院や役所の標示が全部日本語なので、日本語がわからない人にとっては不便。

外国人社員
(国内勤務)



インターナショナルスクールは学費が高すぎる
ので、日本の公立学校を国際化する
ほうがよいのではないか。

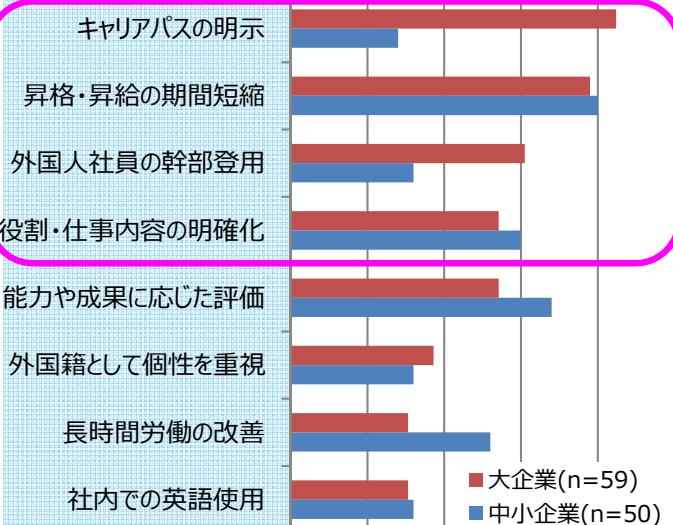
(資料) 経済産業省「内なる国際化研究会」報告書より

課題2

日本の労働環境・慣行と外国人材の就業意識との間にミスマッチが生じている

【外国人材の定着のために日本企業が取り組むべきこと】

0% 10% 20% 30% 40% 50%



※複数回答 (あてはまるものを 3つまで選択)

※従業員数300人未満を中小企業、300人以上を大企業と想定。

(資料) 経済産業省「内なる国際化研究会」報告書より

取組の方向性

- 先行事例を踏まえ、各企業が自社において何が必要かについての社内議論を喚起

課題3

外国人留学生と中堅・中小企業双方の情報不足が、外国人材の確保を困難に

【外国人留学生が就職活動で困ったこと】

N:118 (複数回答可) 0% 10% 20% 30% 40%



※上位の回答を抜粋
(資料) 経済産業省「内なる国際化研究会」報告書より



製造
(中堅・中小)

中小企業は外国人材の受け入れに関心はあるものの、経験がないため不安を感じている。中小企業向けのマッチング支援やインターンシップ支援などで中小企業の不安感を軽減する必要がある。

(資料) 経済産業省「内なる国際化研究会」報告書より

取組の方向性

- 企業と外国人留学生双方の関心を高める情報提供やインターンシップ等、業務/受入体験の提供